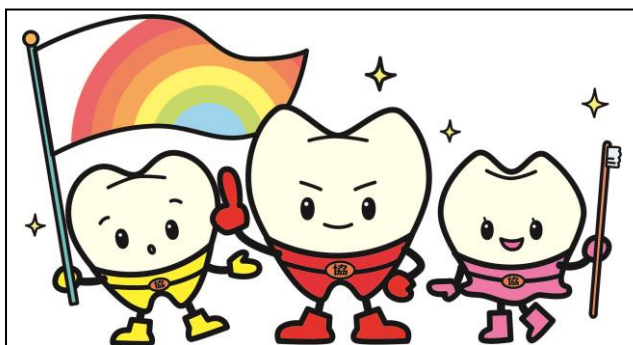


生協えきまえ歯科 居宅療養管理指導のお知らせ

2025 年 1 月 1 日

この案内は「生協えきまえ歯科」の居宅療養管理指導の重要事項について書かれています。

南医療生活協同組合 代表者名：代表理事 室生厚
住 所：名古屋市緑区南大高二丁目 204 番地



生協えきまえ歯科
(事業所番号 2311401923)
管理者 足立充隆
住 所 名古屋市緑区南大高二丁目 701 番地
T E L 052-626-1720
F A X 052-626-1721

居宅療養管理指導の目的・内容

居宅療養管理指導の種類	目的・内容
歯科医師が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。 ※ 事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。
歯科衛生士が行う居宅療養管理指導	歯科衛生士は、医師の指示の基づき口腔内や入れ歯の清掃、摂食・嚥下機能に関する指導を行います。

事業所の特徴等 体制 営業日

事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		勤務体制
		常勤(人)	非常勤(人)	
歯科医師(管理者) 足立 充隆	4	2	2	勤務時間(8:40~17:40) 往診に伺った時にご指導します。
歯科衛生士 松下 亜里 他	7	4	3	勤務時間(8:40~17:40) 利用者様と訪問の時間を調整します。

営業日(日曜日・祝日・12月30日午後より1月3日までは営業を行っておりません。)

曜日	午前	午後	よる
月曜日	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	
火曜日	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	
水曜日	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 20:00
木曜日	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	
金曜日	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	
土曜日	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	

事業所の特色等

(1) 事業の目的

患者様やそのご家族が安心して在宅医療を続けられるように、医療・介護の連携を図りながら支援いたします。

(2) 運営方針

患者様やそのご家族の思いを尊重した医療・介護の提供に努めます。

ケアマネージャや訪問看護、訪問介護等の事業所と連携してよりよいケアの提供に努めます。

(3) その他

事 項	内 容
満足度評価や 監査による改善	患者様の満足度を上げるため、アンケートで効果等を評価や、内部・外部からの監査により、サービスの改善・向上に努めます。
従業員研修	随時、療養管理指導の研修を行っています。

サービスを提供する範囲

名古屋市緑区(一部) 豊明市(一部) 大府市(一部)

利用料

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額が利用者の負担額となります。

居宅療養管理指導の種類	介護報酬単位数
歯科医師が行う居宅療養管理指導 (2024年6月から介護報酬改定により単位の変更あり)	※医療保険の「在宅時医学総合管理料」を算定しない場合 ■ 1月に2回を限度として(1回あたり) 517単位 (単一建物居住者が1人) ■ 1月に2回を限度として(1回あたり) 487単位 (単一建物居住者が2～9人) ■ 1月に2回を限度として(1回あたり) 441単位 (単一建物居住者が10人以上)
歯科衛生士が行う居宅療養管理指導	■ 1月に4回を限度として(1回あたり) 362単位 (単一建物居住者が1人) ■ 1月に4回を限度として(1回あたり) 326単位 (単一建物居住者が2～9人) ■ 1月に4回を限度として(1回あたり) 295単位 (単一建物居住者が10人以上)

利用料等のお支払方法

利用した月の末日で締めさせていただき、翌月10日過ぎに、利用者さまに郵便にて送付いたします。費用のご清算に関しては、利用者さまから現金でのお支払い、または当方の所定口座へのお振込みとなります(お振込みの場合の手数料は、ご負担いただきます)

サービスに関する苦情

利用者様に提供したサービスに関する苦情や相談は、よってって在宅診療所までご連絡ください。また、市町村の相談窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

当診療所苦情相談窓口	窓口責任者 事務長 金森久恵 電話 (052) 626-1720
市町村・他の苦情相談	名古屋市緑区役所 介護保険係 電話 代表 052-621-2111 名古屋市南区役所 介護保険係 電話 代表 052-823-9415 豊明市役所 高齢者福祉課 電話 代表 0562-92-1111 知多北部広域連合 給付課 電話 代表 052-689-2263 (大府市・東海市・知多市・東浦町にお住まいの方) 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 代表 (052) 971-4165

〔契約書別紙〕

1 担当者

	氏 名	連絡先
歯科医師（常勤） 管理者兼務	足立 充隆	生協えきまえ歯科（052-626-1720）
歯科医師（常勤）	片寄 萌	
歯科医師（非常勤）	田知 正	
歯科医師（非常勤）	服部 吉之助	
歯科衛生士	7名	

2 居宅療養管理指導の内容

- (1) 指導日・時間 （歯科医師が行う場合）往診の際にあわせて行います。
（歯科衛生士が行う場合）ご利用者様やご家族様と日程を相談します。
- (2) サービス内容 （歯科医師が行う場合）居宅療養管理指導計画に沿い、ご利用者様やご家族様に必要な相談・指導を行います。また、利用者様が契約を結んでおられる居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、居宅療養情報提供書を送付します。
（歯科衛生士が行う場合）医師の指示に基づき口腔内や入れ歯の清掃のほか、摂食・嚥下機能に関する指導を行います。衛生士による管理指導で目標とするのは「口から食べる楽しみ」を支援することです。そのためには口腔機能の向上と日常的な口腔ケアが必要となります。自宅でもできる口腔ケアの方法や、口腔ケア用品などの情報提供も行います。

3 料金

(1) 居宅療養管理指導料（歯科医師が行う場合）（月2回まで）

- 1月に2回を限度として（1回あたり） 517単位
（単一建物居住者が1人）
1月に2回を限度として（1回あたり） 487単位
（単一建物居住者が2～9人）
1月に2回を限度として（1回あたり） 441単位
（単一建物居住者が10人以上）

(2) 居宅療養管理指導料（歯科衛生士が行う場合）（月4回まで）

- 1月に4回を限度として（1回あたり） 362単位
（単一建物居住者が1人）
1月に4回を限度として（1回あたり） 326単位
（単一建物居住者が2～9人）
1月に4回を限度として（1回あたり） 295単位
（単一建物居住者が10人以上）

※ 利用料は介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額となります。

(3) キャンセル規定

利用者の都合によるキャンセル料は頂きませんが、キャンセルされる場合はなるべく早めにご連絡ください。

4 相談、要望、苦情等の窓口

居宅療養管理指導に関する相談、要望、苦情等は、南生協によって横丁 によって在宅診療所 相談
苦情担当または下記窓口までお申し出下さい。

生協えきまえ歯科	相談苦情担当：(金森久恵) 電話番号：052-626-1720
名古屋市緑区役所	介護保険係 電話番号：代表 052-621-2111
名古屋市南区役所	介護保険係 電話番号：代表 052-823-9415
豊明市役所	高齢者福祉課 電話番号：代表 0562-92-1111
知多北部広域連合	給付課（大府市・東海市・知多市・東浦町にお住まいの方） 電話番号：代表 052-689-2263
国民健康保険団体連合会	電話番号：052-971-4165

作成：2015 年 4 月 1 日
改訂：2020 年 1 月 1 日
改訂：2021 年 3 月 1 日
改訂：2022 年 4 月 1 日
改訂：2023 年 6 月 25 日
改訂：2023 年 11 月 1 日
改訂：2024 年 6 月 1 日
改訂：2025 年 1 月 1 日

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者	住所	名古屋市緑区南大高二丁目 701 番地	
	事業者（法人）名	南医療生活協同組合	
	施設名	生協えきまえ歯科	
	(事業所番号：2311401923)		
	代表者名	代表理事 室生厚	印
説明者	職名		
	氏名		印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印